

① 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 ( ) 法人名 ( )

債務者	住所又は所在地	1						計	
	氏名又は名称 (外国政府等の別)	2	( )	( )	( )	( )			
個別評価の事由	3	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当	令第96条第1項 第号該当				
同上の発生時期	4	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .				
当期繰入額	5	円	円	円	円			円	
繰入限度額の計算	個別評価金銭債権の額	6							
	(6)のうち5年以内に弁済される金額 (令第96条第1項第1号に該当する場合)	7							
	(6)のうち取立て等の見込額	担保権の実行による取立て等の見込額	8						
		他の者の保証による取立て等の見込額	9						
		その他による取立て等の見込額	10						
		(8)+(9)+(10)	11						
	(6)のうち実質的に債権とみられない部分の金額	12							
	(6)-(7)-(11)-(12)	13							
	繰入限度額	令第96条第1項第1号該当 (13)	14						円
		令第96条第1項第2号該当 (13)	15						
		令第96条第1項第3号該当 (13)×50%	16						
		令第96条第1項第4号該当 (13)×50%	17						
		経過措置の適用を受ける場合 ((14)、(15)、(16)又は(17))×(25%、 50%又は75%)	18						
繰入限度超過額 (5)-((14)、(15)、(16)、(17)又は(18))	19								
貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細	貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額 ((6)の個別評価金銭債権が売掛債権等である場合の (5)と((14)、(15)、(16)又は(17))のうち少ない金額)	20							
	前期の個別評価金銭債権の額 (前期の(6))	21							
	(21)の個別評価金銭債権が売掛債権等 である場合の当該個別評価金銭債権に 係る損金算入額 (前期の(20))	22							
	(22)に係る売掛債権等が当期において 貸倒れとなった場合のその貸倒れとなっ た金額	23							
	(22)に係る売掛債権等が当期におい ても個別評価の対象となった場合の その対象となった金額	24							
	(23)又は(24)に金額の記載がある 場合の(22)の金額	25							

別表十二(一) 平二十五・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分